第4章 流域下水道

第4章 流域下水道

第1節 流域下水道のしくみと効果

流域下水道は、河川・湖沼・海域など、いわゆる公 共用水域の水質環境基準の達成と、それらの流域内に おける快適な生活環境の実現を大きな目的としており、 流域内にある複数の市町村が管理する公共下水道から の下水を行政区域を越えて効率的に収集・処理した後、 河川などへ放流するものです。この流域下水道は、下 水道幹線、ポンプ所及び終末処理場という基幹施設で 構成され、原則として都道府県が建設及び維持管理を 行うことになっています(図表4-1)。

一方、流域下水道に接続して下水を流す公共下水道 を「流域関連公共下水道」と呼び、当該市町村が建設 及び維持管理を行います。

流域下水道は行政区域にとらわれず、広域的に下水を処理するという役割を担っています。そこで、流域下水道と流域関連公共下水道の整合性を図りつつ、関連市町村に対しての技術指導などを行い、一体的な整備をすることにより、一般に次のような効果を発揮できます。

(1) 当該流域の自然的・社会的条件及び水利用の状況などを勘案して、処理区域の設定や終末処理場の位置 選定などを行うことにより、河川流域ごとに一体的に 水質保全を図ることができます。

- (2) 行政区域を越えて適正な施設の配置が可能となるため、スケールメリットを生かした効率的な事業運営 (用地費建設費、維持管理費など)を行うことができます。
- (3) 都道府県が下水道幹線や終末処理場の建設・維持管理を行うため、関連市町村の下水道整備の促進を図ることができます。

第2節 多摩地域の下水道

多摩地域の下水道は、戦後の急激な人口増加と産業の発展による市街化の拡大に対処するため、昭和25年に武蔵野市で始まりました。その後、昭和30年代後半から40年代前半にかけて急激な人口増加と工場進出により、河川の汚濁が激しくなったことから、「三多摩地区総合排水計画」を策定し、都は中小河川と広域幹線排水路を、市町村は下水道管と終末処理場を整備することとしました。

しかし、下水道整備はなかなか進まず、都は「市町村の区域を越えて広域的に整備する流域下水道の設置が急務である」として、昭和43年に多摩地域に流域下水道を導入しました。同年「三多摩地区総合排水計画(第二次)」が策定され、都は中小河川、流域下水道の幹線及び終末処理場の整備、市町村は流域関連公共下



図表4-1 流域下水道のしくみ

水道を整備することとしました。昭和46年3月に南多摩 処理場が稼働して以来、現在、流域下水道は7つの水再 生センターにより、多摩地域の下水道計画区域の約8 割を処理する体制が確立しています(図表4-2)。

図表4-2 多摩地域の下水道計画区域の構成



第3節 多摩地域の下水道の現状

平成21年7月に奥多摩町の流域関連公共下水道が供用を開始したことで、多摩地域の流域下水道では全30市町村の下水を処理することになりました。流域下水道事業に着手した昭和43年頃に20%程度であった多摩地域の下水道普及率は、平成24年度末現在、99%であり、100%達成まであと僅かとなっています。

普及率の向上に伴い、多摩川ではアユが毎年100万尾 以上、特に、平成24年度には、1194万尾の遡上を記録 し、年間1,860万人の人々が訪れる自然あふれる水辺空 間となる等、多摩地域の水環境は大幅に改善されてき ています(図表4-3)。

現在では、下水処理水が多摩川や柳瀬川の河川水量の約5割を占めるなど、水環境の改善に対して流域下水道事業は重要な役割を担っています(図表4-4)。

この下水道機能を将来にわたって安定的に発揮する ために、老朽化施設の計画的かつ効率的な更新や予防 保全型の維持管理などに取り組んできました。また、 首都直下地震などの震災時においても、下水道機能を確保するために、施設の耐震化、停電に備えた非常用電源の確保や断水時でも運転可能な無注水形ポンプの導入など汚水の処理機能の確保に努めてきました。

また、放流先河川の水質は格段に向上しましたが、 東京湾の富栄養化の一因であるちっ素やりんを削減す るための高度処理施設の整備や多摩地域の下水道計画 区域の約4分の1を占める合流式下水道から一定量以上 の降雨時に河川に放流される汚水混じりの雨水やごみ を減らすための合流式下水道の改善など、良好な水環 境の創出に向けた取組を行ってきました。(図表4-5)。

さらに、これまでにも環境負荷の少ない都市の実現に貢献するため、省エネルギー型機器の導入などに加え、下水汚泥を高温で蒸焼き・ガス化する汚泥ガス化炉の稼働や焼却炉内を圧力状態にして燃焼効率を高めることができる世界初となるターボ型流動焼却炉の導入により、温室効果ガスの削減を図ってきました。

下水道事業は、安全で快適な生活環境や良好な水環境を創出する一方、下水の処理過程において大量のエネルギーを使用するとともに、更新時に必要な代替施設や高度処理の導入に際して、多額の費用が必要となり、維持管理費及び施設の更新に要する都及び市町村の負担は大きくなっています。

これらの負担を軽減するためには、水再生センター間の相互融通機能の確保や市町村との連携の強化が必要になります。

水再生センター間の相互融通機能の確保については 多摩川をはさんで対面する2つの水再生センターを連 絡管で結ぶことで、代替施設の共有化による効率的な 維持管理を実現するとともに、危機管理対応を強化し てきました。(図表4-6)。

また、昭和30年代から下水道の整備を進めてきた八 王子、立川、三鷹の各市が単独で運営している処理場は、施設規模が小さく、敷地に余裕がないため、施設の耐震性の向上や多摩川などの水質改善に必要な高度処理など新たな行政ニーズへの対応が困難になっています。高度処理などに対応するとともに、スケールメ

図表4-3 多摩川の様子(大田区調布取水堰付近)



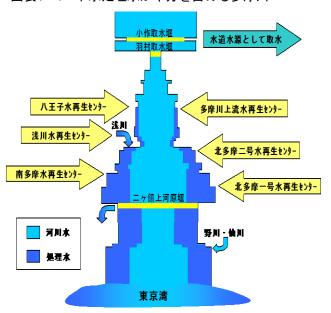




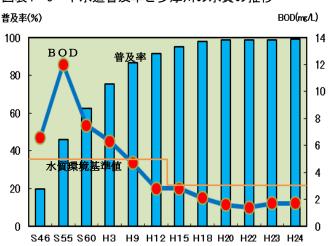
リットを活かした施設の更新費用や維持管理費を縮減 するために、市単独処理区の流域下水道への編入の検 討や協議などを進めています。

さらに、都は、各市町村の公共下水道と流域下水道 台帳の電子化や水質検査の共同実施など市町村と連携 した広域的な維持管理体制を構築するとともに、維持 管理業務などに関するノウハウを多摩地域の下水道事 業運営に活用できるように、技術支援を推進していま す

図表4-4 下水処理水が半分を占める多摩川



図表4-5 下水道普及率と多摩川の水質の推移



※1:平成13年から多摩川中・下流域の水質基準がC類型から B類型に格上げ

(BODについて、5mg/1以下から3mg/1以下)

※2:水質観測地点は多摩川原橋

図表4-6 多摩川を横断する水再生センター間連絡管





▲連絡管断面図



▲北多摩一号・南多摩 水再生センター間連絡管(平成24年度完成)



▲多摩川上流・八王子 水再生センター間連絡管(平成17年度完成)

第4章 流域下水道

流域名	処理区名	計画処理 人 口 (千人)	計画面積 (ha)	計画汚水量 (千m³/日)	ポンプ所 (か所)	水 (か所)	再生センター 名 称	関係市町村名
	野川	585	5, 475	298	_	_	(区部) 森ヶ崎水再生センターへ流入	武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市(6市)
	北多摩一号	489	5, 124	276		1	北多摩一号	立川市、 <u>府中市</u> 、小金井市、 小平市、東村山市、国分寺市 (6市)
	北多摩二号	230	2, 744	123	_	1	北多摩二号	立川市、国分寺市、 <u>国立市</u> (3市)
多摩川	多摩川上流	439	9, 375	248	1	1	多摩川上流	立川市、青梅市、 <u>昭島市</u> 、 福生市、武蔵村山市、羽村市、 瑞穂町、奥多摩町(6市2町)
) 11	南多摩	360	5, 900	164	1	1	南多摩	八王子市、町田市、日野市、 多摩市、 <u>稲城市</u> (5市)
	浅川	263	3, 902	117	_	1	浅 川	八王子市、町田市、 <u>目野市</u> (3市)
	秋 川	447	8, 533	232	_	1	八 王 子	八王子市、昭島市、日野市、 羽村市、あきる野市、日の出町、 檜原村(5市1町1村)
多	摩川流域計	2, 813	41, 053	1, 458	2		6か所	22市3町1村
荒川右岸東京	荒川右岸	684	8, 042	320	_	1	清 瀬	武蔵野市、小金井市、小平市、東村山市東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、西東京市(9市)
	総計	3, 497	49, 095	1, 778	2		7か所	26市3町1村

〈注〉□:水再生センター所在市

* 上記計画は、平成21年7月に国土交通省の同意を受け東京都が決定した「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」と整合を図っています。なお、単独処理区(八王子北野処理区、立川錦町処理区、三鷹東部処理区)の区域を含んだ数値としています。また、ポンプ所、水再生センターのか所数は、都市計画決定済のか所数です。

		雨水草	全線計画の概要	Hr.
流 域 名	処理区名	排水面積	幹線名並びに延長	関係 市名
多摩川	多摩川上流	1, 189ha	多摩川上流雨水幹線 7,280m	青梅市、福生市、羽村市 (3市)
			黒 目 川 雨 水 幹 線 4,040m	
			出水川雨水幹線 930m	
荒川右岸東京	荒川右岸	902ha	落合川雨水幹線 2,720m	小平市、東村山市、東久留米市 (3市)
			小 平 雨 水 幹 線 410m	
			計 8,100m	

図表4-8 処理区と水再生センターの現況 (流域)

(平成25年4月1日現在)

										4月1日501工/
項目	処理区名	野川	北多摩一号	北多摩二号	多摩川上流	南多摩	浅川	秋 川	荒川右岸	計
	全体人口 (人) 注1	483, 248	500, 587	141,004	466, 896	372, 144	261, 878	340, 028	726, 775	3, 292, 560
処理	普及人口 (人)注1	483, 248	500, 210	141,004	463, 933	370, 701	251, 482	334, 647	726, 693	3, 271, 918
区の	普及率 (%)注1、2、7	100	※ 100	100	99	※ 100	96	98	※ 100	99
普及	水再生センター 処理能力 (m³/日)注4	195, 000 注3	299, 500 (82, 900)	78, 900 (37, 900)	248, 200 (98, 200)	159, 250 (10, 600)	122, 200 (35, 600)	160, 400 (70, 400)	373, 950 (117, 450)	1, 442, 400 (453, 050)
状況	ポンプ所数 (か所)		_	_	1	1			_	2
	下水道管延長 (m) 注5	18, 841	22, 073	13, 428	53, 958	22, 952	9, 629	42, 486	48, 823	232, 190
	水再生 センター名		北多摩一号	北多摩二号	多摩川上流	南多摩	浅川	八 王 子	清 瀬	_
	所在地		府中市 小柳町6-6	国立市 泉1-24-32	昭島市 宮沢町3-15-1	稲城市 大丸1492	日野市 石田1-236	八王子市 小宮町501	清瀬市 下宿3-1375	_
水	敷地面積 (㎡) 注6		136, 346	112,003	151, 417	251, 563	159, 257	224, 538	213, 012	1, 248, 136
再	運転開始	月始	昭和48年 6月	平成元年 4月	昭和53年 5月	昭和46年 3月	平成4年 11月	平成4年 11月	昭和56年 11月	
生セ	沈 砂 池		6	5	6	8	5	3	7	40
ン	V/L /14 //L //	区部森ヶ崎 水再生セン	8	3	6	7	6	7	8	45
タ	理施反応槽	ターで処理	5	4	7	7	6	8	8	45
0)	第二沈殿池		8	4	7	7	6	8	8	48
現	汚泥濃縮槽		2	2	2	2	2	2	4	16
況	汚泥 機械濃縮機 脱 水 機 脱 水 機		3	3	3	3	3	2	5	22
	処理 脱水機		6	4	6	4	2	2	8	32
	施設焼却炉		(330t/日) 3	(80t/日) 2	(300t/日) 3	(200t/日) 3	(160t/日) 2	(150t/日) 2	(400t/日) 4	(1620t/日) 19

- 注1:全体人口、普及人口、普及率は都市整備局資料によります。
- 注2:※印は、普及率99.5%以上であり、100%概成としました。
- 注3:野川処理区の水再生センター処理能力は、森ヶ崎水再生センター受入分です。また、処理能力計は野川を除きます。
- 注4: 水再生センター処理能力の()内の数値は、高度処理(A_2 0法)の処理能力です。
- 注5:下水道管延長は、雨水幹線を含みます。
- 注6: 水再生センターの敷地面積は、固定資産明細表によります。
- 注7:流域下水道計画区域内の普及率です。

図表4-9 水再生センター上部公園 (流域)

(平成25年4月1日現在)

水再生センター名	名 称	開園日	面積(m²)	主要施設
北多摩一号	府中市小柳町運動広場	昭和52年11月11日	28, 700	芝生広場 遊歩道
北多摩二号	国立市流域下水道処理場広場	平成 4年 5月20日	22, 500	スポーツ広場
多摩川上流	昭島市宮沢広場	昭和54年11月23日	11, 900	芝生広場 トリム遊具 ゲートボール場
南多摩	南多摩スポーツ広場	平成14年 4月 1日	14, 300	総合運動場
浅川	日野市北川原公園	平成13年 4月 1日	26, 300	芝生広場 遊歩道
八 王 子	八王子市八石下広場	平成10年 8月 1日	34, 500	芝生広場 遊歩道 サッカー場
清 瀬	清瀬内山運動公園	昭和59年 4月 1日	37, 100	野球場 サッカー場
計	7か所		175, 300	

注:面積は、使用許可面積から取付道路等の分を控除しています。

図表4-10 水再生センター別下水及び汚泥処理の実績(流域)

(平成24年度実績)

実績	下水処理量(m³)		汚泥処理量(m³)		脱水汚泥発生量(t)		汚泥焼却量 (t)	
水再生センター名	年 間	一日平均	年 間	一日平均	年 間	一日平均	年 間	一日平均
野川処理区	74, 717, 300	204, 705		区	部森ヶ崎水再生	_{上センターで処}	理	
北多摩一号	71, 103, 140	194, 803	3, 364, 140	9, 217	49, 389	135	49, 289	135
北多摩二号	18, 101, 240	49, 592	828, 000	2, 268	12, 492	34	12, 655	35
多摩川上流	58, 544, 330	160, 395	2, 778, 120	7, 611	54, 483	149	54, 669	150
南 多 摩	40, 646, 830	111, 361	1, 815, 080	4, 973	30, 026	82	30, 462	83
浅川	28, 430, 110	77, 891	805, 310	2, 206	22, 922	63	21, 897	60
八 王 子	37, 593, 890	102, 996	1, 575, 820	4, 317	25, 754	71	26, 115	72
清 瀬	78, 794, 740	215, 876	3, 038, 200	8, 324	64, 374	176	64, 340	176
流域分小計	333, 214, 280	912, 914	14, 204, 670	38, 916	259, 440	710	259, 427	711
合 計	407, 931, 580	1, 117, 619	14, 204, 670	38, 916	259, 440	710	259, 427	711

図表4-11 処理区別下水道管管理延長

(平成24年度末現在)

項目	線 人孔	公共下水道流入か所
(n) (個)	(か所)
川 1	3, 841 77	33
一号 2	2, 073	42
二号 1	3, 428 64	29
上流 5	3, 958 440	65
摩 2	2, 952 155	33
Л	9, 629	19
JII 4	2, 486 217	52
右岸 4	3, 823	70
23	2, 190 1, 230	343
二号 1 上流 5 摩 2 川 川 4 右岸 4	3, 428 64 3, 958 440 2, 952 155 3, 629 34 2, 486 217 3, 823 138	29 0 65 6 33 4 19 5 52 8 70



ターボ型流動焼却炉 (浅川水再生センター)

第4節 主要施策の展開

【お客さまの安全を守り、 安心で快適な生活を支えるために】

1 老朽化施設の更新

(1) 現状と課題

流域下水道は、事業開始から既に40年が経過しており、機械や電気の設備の中には、耐用年数を超えるものも多く、経年による補修費が増大するなど更新に伴う事業費は年々増加しています。また、老朽化施設の更新を進めるだけでなく、新たな課題である温室効果ガスの削減や省エネルギー化などへの対応も必要となっています。清瀬水再生センターでは下水汚泥を高温で蒸焼き・ガス化して可燃性ガスを生成・利用する

ことで、都市ガスの使用量を削減し、温室効果ガスの削減を図る汚泥ガス化炉が稼働しています。さらに、 浅川水再生センターでは、補助燃料や電力を大幅に削減する新たな汚泥焼却システムとして、世界初となる ターボ型流動焼却炉が完成しました。これは、焼却炉内を圧力状態にして下水汚泥を燃焼させることで、燃焼効率が高まり、従来型焼却炉に比べて、温室効果ガスを約40%削減、電力や補助燃料のエネルギーを約35%削減できます。

流域下水道幹線については、平成19年度から管路内 調査を実施してきました。今後は、管路内調査に基づ き、計画的な補修・改良による延命化が必要とされて います。

(2) 今後の展開

事業の平準化やライフサイクルコストの縮減を図る ために、アセットマネジメント手法による設備更新計 画に基づいた保守点検や補修など、予防型の維持管理 によって、法廷耐用年数の2倍程度延命化し、主要な機 種ごとに定めた経済的対応年数で、計画的に設備更新 を行います。

また、施設の更新にあわせて、補助燃料や電力をこれまで以上に削減できる高温省エネルギー型焼却炉と 低含水率脱水機を組み合わせた「第二世代型焼却システム」の導入を進めていきます。

流域幹線については、管路内調査の結果に基づき、 対策が必要である幹線の補修・改良を実施します。







▲更新後

更新にあわせて省エネ型の脱水機を導入



温室効果ガスの削減量12,100 t -CO₂/年 (平成23年度実績) 山手線内側の約半分の面積の森が 1年間に吸収する量に相当

汚泥ガス化炉施設 (清瀬水再生センター)

2 震災対策

(1) 現状と課題

震災時においても、下水道が最低限有すべき機能を 確保するために、施設の耐震化や計画停電などによる 電力不足に備えた対策の強化が必要です。また、震災 時における信頼性の高い通信手段の確保や市町村と連 携した応急復旧体制の構築が必要とされています。 これまでにも、設備更新などにあわせ水処理施設の耐震補強や停電に備えた電力不足などの対応として非常用発電設備やNaS電池などの導入に取り組んできました。

また、災害時に市町村が収集するし尿の受入施設を整備し、平成23年12月までに全30市町村との間でし尿の搬入・受入れに関する役割分担を定めた「覚書」の締結を完了しています。

(2) 今後の展開

水再生センターの耐震化のスピードアップを図り、 想定される首都直下地震に対して、水を汲み上げる揚水、簡易処理及び消毒など、耐震時においても必ず確保すべき機能を担う施設について、平成31年度までに対策を完了させます。

平成25年度は、清瀬水再生センターなどで、施設の耐震補強や北多摩二号水再生センターなどでNaS電池の増設を進めていきます。

また、市町村とは、し尿の搬入・受入れ訓練や情報 連絡訓練など、実践的かつ効果的な訓練を継続的に実 施し、市町村との相互支援体制の強化を進めていきま す。





耐震補強例(写真は施工中)



NaS電池

3 水再生センター間の相互融通機能の確保

(1) 現状と課題

水再生センターの更新工事においては、工事期間中に既存施設の能力を確保しなければならず、代替施設の設置とそれに係る費用が必要となり、都及び市町村の負担が大きくなります。また、震災時などにおいて、水再生センターが被災した場合にも、下水や汚泥の処理を継続しなければいけません。

そこで、多摩川をはさむ二つの水再生センターを連絡管で結び、震災時などに一方の水再生センターが被災した場合にも、下水や汚泥を処理することができるバックアップ機能の確保するとともに、更新時に施設の共有化を図り、連絡の相互融通機能を活用した効率的な設備更新に取り組んでいます。

(2) 今後の展開

平成18年度から稼働している、多摩川上流・八王子 水再生センター間連絡管、平成24年度完成の北多摩一 号・南多摩水再生センター間連絡管に引き続き、3本目 となる北多摩二号・浅川水再生センター間連絡管の整 備を進めていきます。



連絡管の整備効果

また、北多摩一号・南多摩水再生センター間連絡管では、バックアップ機能など連絡管の目的をわかりやすく伝えるための工夫を凝らしたPR施設などの整備に取り組みます。



PR施設のイメージ

4 雨水対策

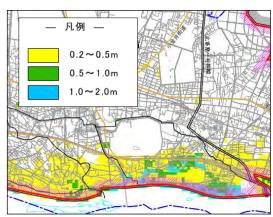
(1) 現状と課題

都では、黒目川・落合川流域など市単独では雨水排除が困難な地域の下水道雨水幹線の整備を平成23年度に完了させました。市が整備する公共下水道の流域下水道雨水幹線への接続を促すことにより、雨水対策の効果を上げることができます。

また、多摩地域の一部において、中小河川が無いことから、河川流域毎に作成・公表される浸水危険度を示す浸水予想区域図が未整備であった北多摩一号・北多摩二号処理区流域について、関係市と連携し浸水予想区域図を作成し、公表しました。

(2) 今後の展開

流域下水道雨水幹線をさらに有効に活用してもらうために、関係市に対して雨水整備に関する技術支援を 実施し、公共下水道の接続を促し、浸水被害の軽減に 努めていきます。また、多摩川上流雨水幹線流域で関 係市と連携して浸水予想区域図を作成します。



浸水予想区域図

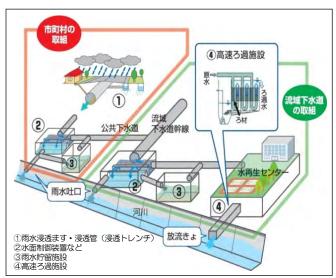
【良好な水環境と 環境負荷の少ない都市の実現のために】

5 合流式下水道の改善

(1) 現状と課題

合流式下水道では、一定量以上の降雨があった場合に、汚水混じりの雨水やごみが川に流出しています。 下水道法施行令の雨天時放流水質の基準などへの対応を図るため、関係市と連携し、貯留施設の整備や下水道への雨水の流入抑制に取り組む必要があります。これまで、雨水吐口におけるごみなどの流出抑制を図る水面制御装置や、北多摩二号水再生センターでは雨天時の下水中の汚濁物を2倍程度多く除去することが可能である高速ろ過施設(特殊ろ材を用いて高速で雨天時の下水を処理するシステム)の整備をしています。

また、北多摩一号及び北多摩二号水再生センターに



合流式下水道を改善する施設

引き続き、野川処理区においても降雨初期の特に汚れ た下水を貯留する施設の整備を推進しています。

(2) 今後の展開

野川処理区において降雨初期の特に汚れた下水を貯留する施設の整備を完了させます。また、関係市が実施する雨水貯留浸透事業など、合流式下水道の改善対策へ引き続き技術支援を行うと共に、お客さまに対する宅地内浸透施設の設置のお願いや下水道に油を流さないためのPRなどを関係市と連携して推進していきます。

さらに、関係市と連携して放流水質など合流改善事業の整備効果の検証を実施し、下水道法施行令における雨天時放流水質基準の対応状況を検証していきます。



野川下流部雨水貯留池(平成25年度完成予定)

6 高度処理

(1) 現状と課題

多摩川などで、水と親しむことのできる快適な水辺 空間を創出するためには、地球温暖化などに配慮しな がら、東京湾の赤潮発生要因の一つでもあるちっ素及 びりんを削減できる高度処理を推進する必要がありま す。

平成16年度から全センターにおいて、高度処理を導入しており、平成24年度末には、処理水全体のおよそ57%が高度処理されています。

(2) 今後の展開

新たに建設する水処理施設には、ちっ素及びりんを 削減する高度処理施設を導入します。また、老朽化設 備の更新が伴う施設については、水質改善のスピード アップを図るため、ちっ素及びりんの削減効果があり、 これまでの処理方法と同規模程度の電力使用量で運転 が可能となる準高度処理を導入していきます。平成30 年度までには、準高度処理と高度処理を合わせた施設 能力を約7割程度まで向上させます。

一方、高度処理はこれまでの処理法よりも、電力使用量が3割程度増加し、エネルギーの消費量が多くなるため、施設の増設や設備の更新にあたっては、省エネルギー化技術を積極的に導入し、電力使用量も削減し



年間1,860万人の人々が訪れる多摩川 ていきます。

【下水道機能を安定的に確保するために】

7 維持管理の充実

(1) 管路施設・水再生センターの維持管理

ア 現状と課題

これまで、老朽化したマンホール蓋の取替や汚泥処理施設などの劣化及び腐食状況の調査などを実施し、予防保全を重視した維持管理を行っていました。また、危機管理対応を強化する観点から、汚泥かき寄せ機チェーンの脱輪を抑制するために、ガイドレールの設置を進めています。

一方、高度処理などの水質改善や汚泥の高温焼却などによる温室効果ガスの削減を推進するに当り、電力使用量や燃焼使用量など維持管理費用が増加することから、運転管理の工夫や徹底した省エネルギー化が求

められています。

イ 今後の展開

引き続き、老朽化したマンホール蓋の取替えの実施 や汚泥処理施設などの劣化及び腐食状況の調査を行い、 計画的な補修・改良を実施し施設の延命化を図ります。

また、平成27年度までには、沈殿池の汚泥かき寄せ 機チェーンの脱輪対策を完了させ、震災時の下水道機 能を確保していきます。

さらに、汚泥焼却炉の排熱を活用した発電設備の導入や汚泥の高温焼却に伴う補助燃料使用量と温室効果ガス排出量との最適化を図るなど、運転管理の工夫により、電力量や補助燃料量など維持管理費の縮減や省



老朽化ですり減ったマンホール蓋



汚泥かき寄せ機

エネルギー化を進めていきます。

(2) 再生水の利用 (清流復活事業)

ア 現状と課題

流域下水道の水再生センターの処理水(333,254千㎡/年)のうち年間30,608千㎡(全処理水の約9%)が再生水として利用されています。このうち多摩川上流水再生センターからは、昭和59年8月から野火止用水、昭和61年8月から玉川上水、平成元年3月から千川上水に

送水を開始しています。この清流復活事業は、枯渇した中小河川や用水路に清流を復活させ、身近に親しめる水辺空間をよみがえらせるもので、東京都の重要な施策のひとつになっています(図表4-12、図表4-13)。

当局においては、この事業にあたり、多摩川上流水再生センターの二次処理水の臭気、色度、りんなどをさらに除去するため、凝集剤 (PAC) を添加し、砂ろ過施設及びオゾン注入施設で処理して24,800㎡/日の再生水を送水しています。

イ 今後の展開

今後も玉川上水などに再生水の安定供給を図り、 人々が集う水辺空間を創出します。

図表4-12 再生水の利用状況

(平成24年度)

利用先	再利用量		
	(千m³/年)		
清流復活用水	9, 125		
水再生センター内利用	21, 479		
下水道管清掃	2		
その他	2		
計	30, 608		



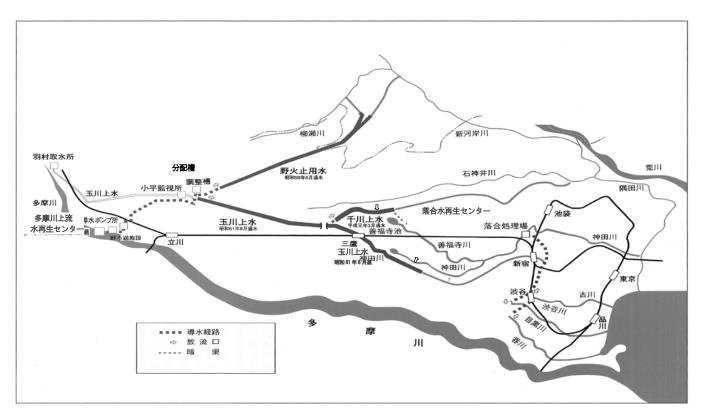
野火止用水 (清流復活事業)

(3) 下水汚泥の資源利用

ア 現状と課題

流域下水道の7か所の水再生センターから、年間約26 万tの下水汚泥が発生しており、全量を焼却しています。 汚泥焼却灰を有効利用する方策として、平成2年度から セメント原料化に取り組み、その後もアスファルト フィラー原料化(アスファルト混合物の一部)などを 進めてきました。こうした取組により、平成9年度から 汚泥焼却灰の100%資源化を継続してきました。

しかし、平成23年3月11日の東日本大震災に伴う、福島第一原子力発電所からの放射性物質の飛散により、5月中旬以降、汚泥焼却灰の資源化が全面停止となりま



汚泥を埋め立てることのできる処分場がない多摩地域では、一時的に全量を施設内に保管する事態となりましたが、庁内の関係局との調整を進め、地元区や市町村など多くの方々にご理解を頂き、平成23年10月27日から中央防波堤外側処分場に埋立処分を開始しました。

処分に際しては、安全性に万全を期し、十分な対策 を講じ、密閉式の車両を用いて各水再生センターから、 南部スラッジプラントに運搬しています。 南部スラッ ジプラントでは、汚泥焼却灰に水とセメントを混ぜ、 飛散防止措置を施した上で、中央防波堤外側埋立処分 場に運搬・埋立てした後、土で覆うなど安全に処分し ています。

一方、汚泥焼却灰に含まれる放射濃度が低減傾向に あることを踏まえ、資源化についても試験的に行うな ど、再開に向けた調整を行っています。

イ 今後の展開

引き続き、資源化の本格的な再開に向けて関係者との調整を精力的に進めていきます。

(4) 未利用・再生可能エネルギーの活用

ア 現状と課題

地球温暖化防止の取組が地球環境を守る重要な課題 となっており、下水道事業においても、未利用・再生 可能エネルギーの活用が必要となっています。

廃熱など未利用エネルギーが大量に存在しています。 図表4-14 熱利用の状況

水再生センター	設置年度	熱源	方式	対象施設
多摩川上流	平成元年度	汚泥焼却 廃熱	暖房・ 給湯	本館(事務室)
浅川	平成6年度	汚泥焼却 廃熱	冷暖房	汚泥処理棟
清 瀬	平成10、14年度	汚泥焼却 廃熱	冷暖房• 給湯	本館、ポンプ棟、 汚泥処理棟

水再生センターでは熱利用のシステムを導入しています。(図表4-14)

イ 今後の展開

南多摩水再生センターでは、水処理施設の蓋に太陽 光パネルを張り付けるなど工夫して、太陽光発電の導 入を図るなど、未利用・再生可能エネルギーのさらな る活用を計画的に推進していき、環境負荷の少ない都 市の実現に貢献していきます。

8 単独処理区の編入

(1) 現状と課題

昭和30年代から整備を進めてきた八王子、立川及び 三鷹の3市が単独で運営している処理場は、規模が小さ く狭い敷地に立地していることなどから、施設の更新 や高度処理、耐震性の向上への対応が困難な状況になっています。 そこで、これらの単独処理場が抱える課題に対応するために、3市の単独処理区を流域下水道に編入する協議を関係市や関係機関と進めています。 平成24年度には、八王子市及び立川市と東京都の間で、単独処理区の下水を受け入れる水再生センター及び編入に必要な施設整備に関する都と市の役割分担を定めた基本協定を締結しました。

(2) 今後の展開

単独処理区を流域下水道に受け入れることにより、スケールメリットを活かした施設の更新や維持管理が実施され費用を縮減することが可能になると共に、高度処理の導入が可能になるため、多摩地域の水環境の向上と下水道事業運営の効率化を図ることができます。また、水処理施設の耐震性が向上し、多摩地域の防災力の強化が図れます。

今後は、八王子市及び立川市の単独処理区の編入に向け、都市計画決定などの法手続きや関係市との具体的な事項について調整を進めて行きます。



単独処理区の編入計画

9 市町村との連携強化

(1) 現状と課題

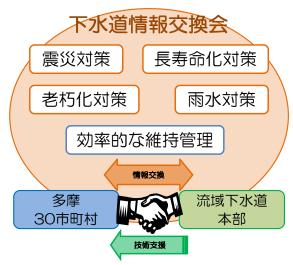
多摩地域の下水道は、市町村の公共下水道と都の流域下水道が一つのシステムとして機能を発揮しており、公共下水道と流域下水道が連携を強化することが重要となっています。このため、都と市町村は、流域下水道と公共下水道の台帳を同一のシステムで電子化することや都と市町村がそれぞれ行ってきた水質検査を共同実施することにより、広域的な維持管理体制を構築し、下水道事業運営の効率化を進めてきました。

また、都では、市町村が行う維持管理業務などに関するノウハウを多摩地域の下水道事業運営に活用するために技術支援の強化を進めています。

(2) 今後の展開

引き続き、水質検査の共同実施を拡大するとともに、 電子化された下水道台帳の用途拡大や多目的利用を推 進し、維持管理業務の効率化を図ります。 また、多摩30市町村下水道情報交換会を継続的に開催し、各公共下水道管理者が必要とする下水道技術や事業運営に関する知識など、様々な情報を交換し、これまで下水道局が培ってきた技術やノウハウを提供していきます。

さらに、災害時のし尿受入れ訓練や「多摩地域の下 水道事業における災害時支援に関するルール」に基づ く、情報連絡訓練など、災害時の支援体制を充実させ、 多摩地域の広域的な防災能力のさらなる向上に貢献し ていきます。



多摩30市町村下水道情報交換会のイメージ